

屋久島町エコツアーリズム推進協議会現状

令和 5 年に全体構想承認後行っている特定自然観光資源指定について、先行指定を目指していた永田浜については、地域との協議を継続して行っている現状である。

令和 7 年度も地域の会議等において説明をし、理解を求めて行く。

大株歩道についても検討グループ内で協議を続けており、令和 7 年度は関係団体からも意見聴取を計画している。

現状の検討状況は次ページのとおり

特定自然観光資源検討グループでの検討状況

(1) 大株歩道の特定自然観光資源の運用方法について

大株歩道の特定自然観光資源の運用方法について、令和6年度の特定自然観光資源検討グループにおいて表の1)～9)の運用方法を協議した。

次頁以降に示すのはいずれも協議中の案であり、今後の協議の結果変更される可能性がある。

1)	立入承認基準
2)	立入承認の流れ
3)	立入承認の適用除外
4)	立入制限の区域
5)	立入の上限人数
6)	チェック体制
7)	立入制限の時期
8)	手数料
9)	立入承認システム

1) 立入承認基準

● 検討状況の報告

「公認ガイドの同伴及び動画講習を基本とする。公認ガイドの同伴が無い場合は、動画講習に加え、島内施設での事前講習の受講を義務付ける。」方向で協議中。

● 今後の検討事項

・公認ガイドとして扱うガイドの区分について、屋久島ガイド登録認定制度検討部会において協議する。案として、「将来的に公認ガイドになることを前提に、認定ガイドについては公認ガイドと同様に取り扱い、登録ガイドについては一定の条件（経験年数や研修の受講等）のもと同様に取り扱う」との意見が出ている。

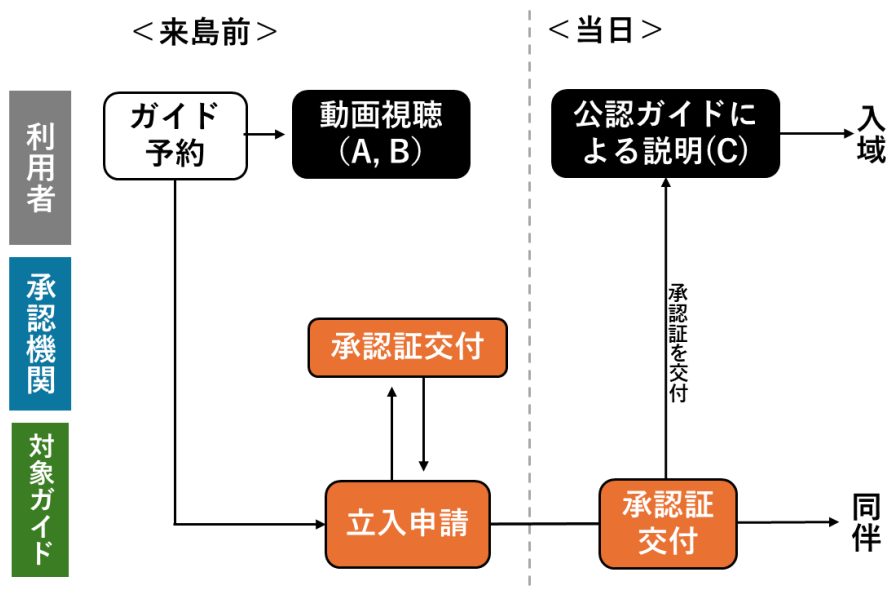
2) 立入承認の流れ

● 検討状況の報告

- ・立入承認に先立ち、動画や口伝で以下の表のA～Dの内容を伝えることを協議中。
- ・以下の図のように、事前の動画や説明・講習を受けた後に立入の承認証を受け取る仕組みを協議中。
- ・公認ガイド同伴の場合は立入申請をガイドが代理で行うことができ、また島内での事前講習はガイドによる説明に代えることで、ガイドを利用しやすい仕組みを協議中。

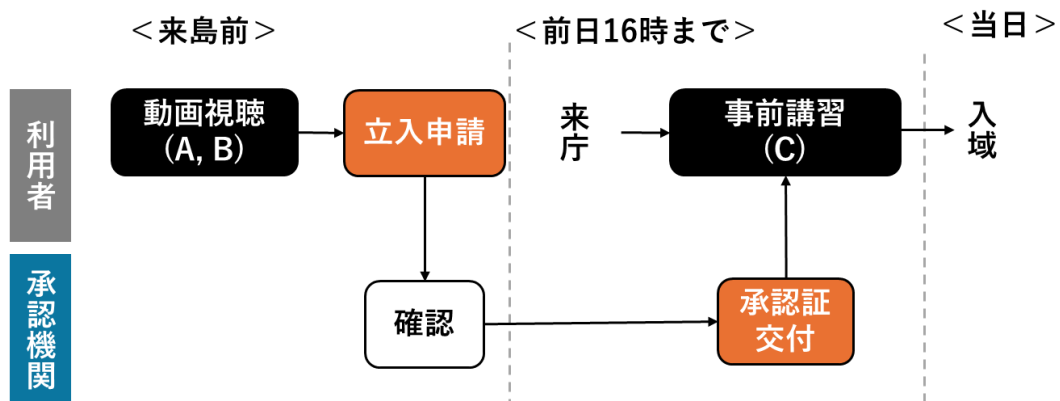
内容	形式
A) 屋久島で山に登ること	動画
B) 屋久島の海・川・山・里のこと	動画
C) 特定自然観光資源に関すること、直近の登山道の状況など	口伝
D) 冬の山に入ること	動画/口伝

■公認ガイド同伴ありの場合



※冬期には、冬山に関する動画視聴や説明を行う（D）

■公認ガイド同伴なしの場合



※冬期には、冬山に関する動画視聴や事前講習を行う（D）

●今後の検討事項

- ・事前講習を島内施設で対面で行うことについては、実施体制の確保が現実的に可能かどうかも含めて今後検討の必要がある。案として、屋久島環境文化村センターやその他の公的施設のほか、宿泊施設で行うという案も出ている。
- ・A～Dの動画や事前講習の具体的な内容についても、今後検討の必要がある。
- ・観光客が屋久島の環境を守ることに對して誓いを立ててもらふセレモニーは、観光客の意識を高めるために効果的だと考えられる。広く来島者全体に対して実施すべき内容と

考えられるため、航空会社や船会社の協力を得て実施する方法について、特定自然観光資源の運用に限らない広い枠組みの中で検討する必要がある。

3) 立入承認の適用除外

● 検討状況の報告

● 以下は立入制限の対象外とする方向で協議中。

- ・ 同伴の対象となるガイド（公認ガイドを想定）
- ・ 登山道や周辺森林・施設の維持管理スタッフ
- ・ 法に基づく許可を得た調査・研究
- ・ 行政等の要請や依頼に基づく入山

● 以下は事前の簡易な申請または届出とする方向で協議中。

- ・ 島内の学校行事・地域行事
- ・ 町民

● 今後の検討事項

- ・ 簡易手続きの方法、町民の定義等の運用細則の検討が必要。

4) 立入制限の区域

● 検討状況の報告

「荒川登山口から高塚小屋までの範囲」とする方向で協議中。

● 今後の検討事項

- ・ 高塚小屋までの区域とする場合での宿泊者の影響の程度について、より詳細な検討を行い、詳細な区域の設定（高塚小屋自体を区域に含めるかどうか等）について検討の必要がある。

5) 立入の上限人数

● 検討状況の報告

「通常は 500 人/日を上限として運用する。ただし、登山バスの運休日翌日等の振替枠を含めて、法的な上限人数は 600 人/日とする」方向で協議中。

※日帰り利用者と宿泊利用者の内訳は設けない。

● 今後の検討事項

- ・ 上限人数の案について、幅広い観光関係者と意見交換し、丁寧に協議を進める。
- ・ 振替枠の人数（100 人）の妥当性について、過去の利用人数等をもとに検討する。

6) チェック体制

● 検討状況の報告

「関係者（※）による緩やかなチェック」とする方向で協議中。
 ※荒川登山バスのスタッフ、観光協会ガイド部会によるパトロール、林野庁の GSS（グリーンサポートスタッフ：森林保護員）、環境省が委託する避難小屋の維持管理業務、行政機関による定期的な巡視、同伴の対象ガイドによる確認等

● 今後の検討事項

- ・チェックの方法（バッジの携帯等）については今後協議が必要。
- ・立入承認を受けていない利用者が確認された際の対応についても協議が必要。特に、避難小屋において、立入承認を受けていない縦走利用者が確認された際は、入域を拒むことは安全管理の観点から難しいため、検討が必要。

7) 立入制限の時期

● 検討状況の報告

「通年」とすることで意見が一致している。

8) 手数料

● 検討状況の報告

立入承認手数料を徴収する方向で協議中。
 徴収方法については、協力金（山岳部環境保全協力金）との関連が考えられるため、山岳部保全利用協議会等における協力金のあり方の検討と並行して議論する。

● 今後の検討事項

- ・手数料の金額について、運用にかかる費用や実施体制等の検討をふまえて協議する。
- ・徴収方法については、協力金（山岳部環境保全協力金）との関連が考えられるため、山岳部保全利用協議会等における協力金のあり方の検討と並行して議論する。

9) 立入承認システム

● 検討状況の報告

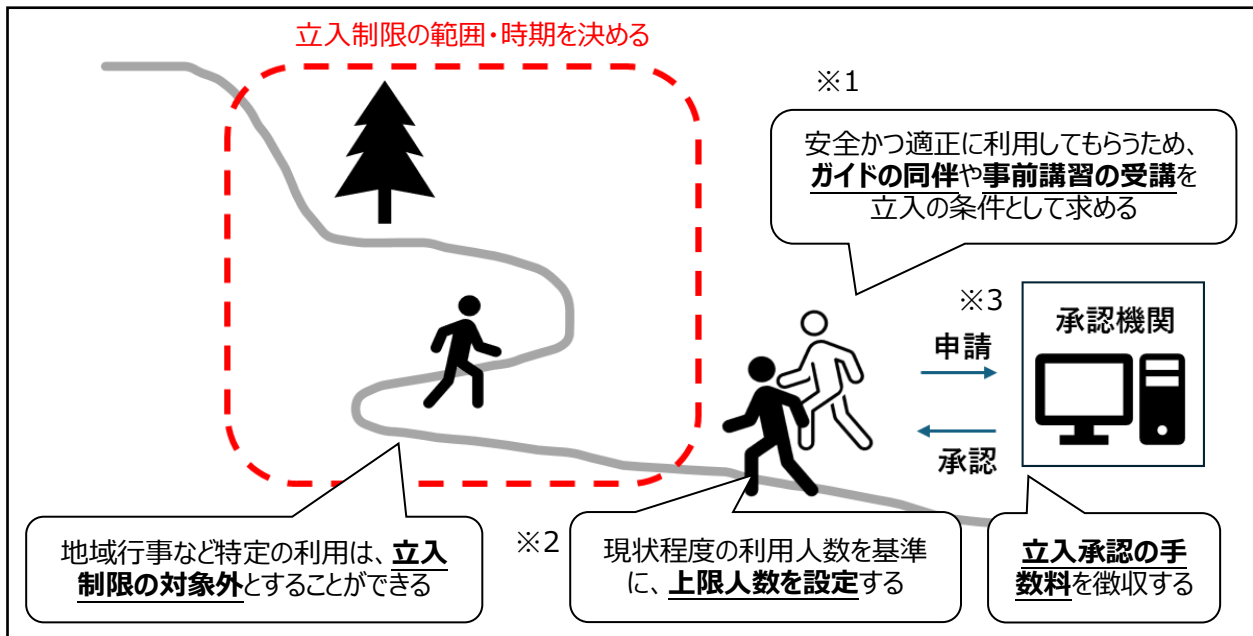
ウェブシステムにより立入申請の受付、承認を行う。法制度上は、屋久島町が立入承認主体となるが、条例により、システムの運用を含む立入承認事務一式を外部（屋久島環境文化財団を想定）に委託する方向で協議中。

● 今後の検討事項

- ・ガイドの同伴を推進するため、ガイド同伴とそれ以外の場合で申請可能期間に時差を設けることを検討する。
- ・システムの運用主体について、屋久島環境文化財団と協議を進める。

（２）大株歩道の特定自然観光資源の運用イメージについて

利用者は、事前に立入の申請を行い、承認を受けて大株歩道（立入制限の範囲）に入る。立入の承認にあたっては、立入承認の条件（※１）を満たしており、かつ立入の上限人数（※２）を超えていないことを確認し、町が委託する承認機関（※３）が承認する。



大株歩道の特定自然観光資源の運用イメージ図